

後期高齢者医療制度のお知らせ

■交通事故など、第三者の行為により怪我や病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって怪我や病気になったとき、本来、治療費は、加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

●第三者の行為とは？

- 交通事故
- 他人の飼い犬に噛まれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為 など



◆医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為による怪我などにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

◆警察に届出しましょう

交通事故のときは、怪我の程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

◆市区町村の窓口申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- 第三者行為による被害届（市町村の窓口にあります。）
 - 被保険者証
 - 被保険者の印鑑
 - 事故証明書（後日でも可）など
- ※詳しくは住民福祉課医療給付係へご確認ください。

【お問い合わせ先】

○北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601

○蘭越町 住民福祉課 医療給付係
☎0136-57-5111（内線253）

ご存知ですか 蘭越町指定難病患者等福祉手当制度

指定難病を患う方や、経過が慢性にわたり後遺症を残す方々の家庭では、その医療費にかかる負担が重くなっています。

蘭越町では、このような方々の家庭における経済的・精神的負担の軽減を図るため、「蘭越町指定難病患者等福祉手当」を支給しています。

該当となる疾患をお持ちで、この制度に該当されると思われる方（新規受給者）は、役場住民福祉課医療給付係へお問い合わせください。

◎該当となる方

蘭越町に住所のある方で、

- ① 「北海道特定医療費支給認定実施要綱、北海道小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱、北海道先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」に定める疾患にり患している方
- ② 人工透析を受けている方
- ③ 精神に障害のある方で、入院中の方
- ④ 身体障害福祉法による膀胱直腸機能障害者でストマ装具を必要とする方
- ⑤ 北海道が定めるウイルス性肝炎進行防止対策又は橋本病重症患者対策により医療受給者証を受けている方

※ ③に該当する方は、保護者の住所が蘭越町であれば該当となる場合もあります。

※ ①～⑤とも生活保護法による扶助を受けている方は除きます。

◎手当額と支給の時期

月額2,500円 年2回（9月・3月） ※申請月から支給されます。

◎申請に必要なもの

- ◆①に該当する方は 特定医療費受給者証の写し
- ◆②に該当する方は 特定疾病療養受療証の写し
- ◆③に該当する方は 医師の診断書など、現況を証明するもの
- ◆④に該当する方は 身体障害者手帳の写し
- ◆⑤に該当する方は 医療受給者証の写し
- ◆印鑑（認印可）
- ◆健康保険証
- ◆振込先口座番号

【お問い合わせ先】

蘭越町 住民福祉課 医療給付係 ☎ 57-5111(内線 253)